

## 事業概要

### 1 事業目的

令和6年（2024年）4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

### 2 補助対象医療機関及び交付要件

別紙のとおり

### 3 補助対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取り組みとして、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取り組みを総合的に実施する事業とする（以下、医師の労働時間短縮に向けた取り組みの一例）。

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方の推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等

※上記の総合的な取り組みに係る経費をパッケージとして補助する。

### 4 補助対象経費

3に定めた総合的な取り組みに要する経費に対して補助を行う。

（例）①資産形成経費

ICT等費用（電子カルテ、勤怠管理システム等）、休憩室整備費用 等

②その他経費（人件費、アドバイス経費等）

改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費 等

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできない。

## 5 補助基準額

最大使用病床数<sup>※</sup>×133千円（補助単価）

※医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。なお精神科救急を根拠とする医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。また、県へ報告している病床数が20床未満の場合は、20床として計算する。）

## 6 補助率

1／2

## 7 その他

- ・本事業は地域医療介護総合確保基金を財源としており、国（厚生労働省）の内示結果次第で、配分調整を行う場合があります。
- ・今後の国（厚生労働省）の動向次第で、上記内容については変更になる可能性もありますので予めご承知おきください。